平成２８年度　秋田県　肺がん検診の技術・体制の指標　（検診機関）

A:0、B:1-8、C:9-16、D:17以上、Z:無回答（出典：国立がん研究センター事業評価のためのチェックリスト）

資料2－6

| 調査項目 | | 調査1　検診機関調査用遵守状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 未実施項目数 | 判定 | 調査2　検診機関指標値（プロセス指標）<br>平成26年度に行った検診の指標値を記入してください | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1．受診者への説明　（検診の際、あるいはそれに先立って受診者全員に対して行う説明） | | | | | | | 2．質問（問診）、及び撮影の精度管理 | | | | | | | | | | 3．胸部エックス線読影の精度管理 | | | | | | | 4．喀痰細胞診の精度管理 | | | | | | | 5．システムとしての精度管理 | | | | | | | | | | | |
| | | （1）要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることなどを明確に説明しましたか | （2）精密検査の方法について説明しましたか（精密検査はCT検査や気管支鏡検査により行うこと、及びこれらの検査の概要など） | （3）精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか（精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供可能（個人情報保護法の例外事項として認められています。） | （4）検診の有効性（胸部エックス線検査及び喀痰検査への喀痰細胞診による肺がん検診は、死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で見つけられるわけではないこと（偽陽性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点について説明しましたか | （5）検診受診の継続（毎年）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか | （6）肺がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか | （7）禁煙及び防煙指導等、肺がんに関する正しい知識の啓発普及を行いましたか | （1）※質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができます。 | （2）質問（医師が自ら対面で行う場合は問診）、胸部エックス線検査及び質問の結果、５０歳以上で喫煙指数（１日本数×年数）が６００以上だった者（過去における喫煙を含む）への喀痰細胞診としましたか（過去に有症状者がいなかった場合は、診療へ誘導するルールが予めあれば○と回答してください。） | （3）質問（問診）　記録は少なくとも５年間は保存していますか | （4）肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影、すなわち、放射線科医または呼吸器科医による胸部エックス線の画質の評価と、それに基づく指導を行いましたか | （5）※肺がん検診としましたか（※デジタル撮影も可能。デジタル方式で、フィルムサイズ、モニュタ読影の有無を仕様書に明記し、日本肺癌学会が定める、※仕様書とは委託市、区町村の契約約時に提出の画像学、日本肺癌学会撮影方法に準じており、かつ、費施設（本市区町村の医療機関）の手引き「肺癌検診の手引き」に明記した撮影機器・撮影方法が学会の方針に準じており、かつ、費施設が仕様書内容を遵守している場合に○と回答してください。） | （6）胸部エックス線撮影機器の種類（直接・撮影機器、デジタル方式で撮影）、撮影機器の種類（直接・撮影機器、デジタル方式で撮影）、撮影方法（撮影した画像処理法を用いること）を指しています。（仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告書類のことを指しています。）が仕様書に明記した撮影機器・撮影方法が学会の方針に準じており、かつ、費施設が仕様書内容を遵守していることを指しています。 | （7）集団検診を実施する検診機関は、１日あたりの実施可能人数を仕様書等に明記しましたか | （8）事前に胸部エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師、及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示しましたか（※計画書を作成、市区町村に提出しましたか）※個別検診としては答不要です。また集団検診においても、医師立ちあいの下で撮影している場合や、医師が撮影している場合は回答不要です。 | （9）緊急時や必要時や必要時に医師に連絡できる体制を整備していましたか（※個別検診としては答不要です。また集団検診においても、医師立ちあいの下で撮影している場合や、医師が撮影している場合は回答不要です。 | （10）胸部エックス線撮影時や緊急時のマニュアルを整備していましたか（※個別検診としては答不要です。また集団検診においても、医師立ちあいの下で撮影している場合や、医師が撮影している場合は回答不要です。 | （11）検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保しましたか（※個別検診としては答不要です。また集団検診においても、医師立ちあいの下で撮影している場合や、医師が撮影している場合は回答不要です。 | （1）読影の際は、２名以上の医師によって読影し、うち１人は十分な経験を有した呼吸器科または放射線科の医師を含めましたか | （2）２名のうちどちらかが「要比較読影」としたものは、２重読影のの結果、「肺癌検診の手引き」の「d」、「e」に該当するものを指します。 | （3）比較読影の方法は、「二重読影を行った医師のうち指導的立場の医師が読影する」（あるいは読影委員会等に委託する）の、「二重読影を行った医師がそれぞれ読影する」、「二重読影を行った医師のうち指導的立場の医師が読影する」のいずれかにより行いましたか | （4）※モニタ読影を行っていない場合は回答不要です。 | （5）読影結果の判定は「肺癌集団検診の手引き」（日本肺癌学会集団検診委員会編）の「肺癌検診における胸部X線写真の判定基準と指導区分」によって行いましたか | （6）胸部エックス線画像は少なくとも５年間は保存していますか | （7）胸部エックス線検査による検診結果は少なくとも５年間は保存していますか | （1）※業務を委託する場合は、委託機関（施設名）を仕様書等に明記しましたか（※仕様書以外に委託先市区町村に報告していれば可です。医師会が仕様書を作成している場合は、医師会の仕様書を確認して回答してください。） | （2）細胞診の業務を委託する場合は、委託機関（施設名）を仕様書等に明記しましたか | （3）採取した喀痰は、２枚以上のスライドに塗沫し、湿固定の上、パパニコロウ染色を行いましたか | （4）固定標本の顕微鏡検査は、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して行いましたか | （5）同一検体から作成された２枚以上のスライドは、２名以上の技師によりスクリーニングしましたか | （6）※がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行いましたか（※がん発見例については必ず見直しを実施してください。またがん発見例が無い場合でも、見直す体制があれば○と回答してください。） | （7）喀痰細胞診検査結果は少なくとも５年間は保存していますか | （1）受診者への結果の通知・説明、または市区町村を介して受診者に結果を通知する場合は、市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後４週間以内になされましたか（※市区町村を介して受診者に結果を通知する場合は、市区町村に遅くとも４週間以内に通知していれば○です。） | （2）がん検診の結果・健康増進事業報告に必要な情報を指し、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか（※地域保健・健康増進事業報告に関わる情報について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか | （3）精密検査方法及び、精密検査の結果（内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または外科手術所見と病理組織検査結果など）について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか（※地域保健・健増進事業報告に必れた要な情報を指します。）※※本調査では、平成２８年度に依頼された項目について、把握したかどうかを回答してください。 | （4）撮影や読影等が設置した検査機関に雇用されていない肺がん検診専門家を指します。撮影や読影向上のための検討会や委員会（自施設以外の肺がん専門家を交えた会）を設置していますか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した検査機関に参加しましたか | （5）※胸部エックス線検査（撮影）、喀痰細胞診の実施状況（プロセス指標）を把握しましたか（※貴・施設単独では平成（２６）年度のプロセス指標について回答してください。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可です。） | （6）プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。ある努めていますか（市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めていますか） | 指導項目※1 | 指導項目※2 | （1）肺がん検診の要精検率（要精検者／全受診者） | （2）肺がん検診の精検受診率（要精検者中の精検受診者／要精検者） | （3）肺がん検診の肺がん発見率（要精検者中の発見肺がん患者／全受診者） | （4）肺がん検診の陽性反応適中度（要精検者中の発見肺がん患者／要精検者） |
| 秋田県の実施率・平均率 | | 17% | 17% | 17% | 17% | 17% | 17% | 33% | 67% | 67% | 100% | 100% | 50% | 100% | 20% | 20% | 60% | 60% | 60% | 100% | 100% | 83% | 83% | 100% | 100% | 100% | 0% | 100% | 100% | 50% | 100% | 100% | 100% | 67% | 100% | 100% | 33% | 67% | 67% | | | 3.40% | 69.00% | 0.04% | 1.10% |
| 秋田県総合保健事業団 | （集団） | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 1 | B | 2.91% | 88.46% | 0.08% | 2.86% |
| かづの厚生病院 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 能代厚生医療センター | （集団） | × | × | × | × | × | × | × | × | × | ○ | ○ | × | ○ | × | － | － | － | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | × | × | 15 | C | 3.92% | 94.44% | 0.00% | 0.00% |
| | （個別） | × | × | × | × | × | × | × | × | × | ○ | ○ | × | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | 13 | C | | | | |
| 北秋田市民病院 | （集団） | × | ○ | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | － | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | 11 | C | 4.60% | 78.80% | 0.09% | 1.92% |
| 秋田厚生医療センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 由利組合総合病院 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平鹿総合病院 | （集団） | × | × | × | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 12 | C | 0.25% | 0.00% | 0.00% | 0.00% |
| 大曲厚生医療センター | （集団） | × | × | × | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | － | － | － | － | ○ | ○ | ○ | － | ○ | ○ | ○ | － | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | 10 | C | 5.30% | 83.30% | 0.04% | 0.72% |
| 雄勝中央病院 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |